

<会員の車両に同乗するにあたって、ご了解いただきたいこと>

行事等（個人企画の行事も含む）参加の際の会員自家用車両への同乗に関し、以下のように定めます。

1. 個人の善意の下に車両を運行する関係上、交通事故などにより不測の事態が発生しても、兵庫きのこ研究会・同役員・運転者・車両提供者は、何ら責任を負わないこととします。
2. 車両利用にあたっての経費負担を次の通りとします。

①市外等の中・遠距離を移動する場合

延走行距離を使用する車両の燃費（1リットル当たりの走行距離）で割り、一般的な1リットル当たり単価を乗じた金額を燃料代として設定し、更に有料道路代・駐車場代を加算した金額を総交通費とします。総交通費を、運転者を含めた人数で割った金額を一人当たりの経費負担金（以下負担金）とします。

$$\text{負担金 (円)} = \frac{\text{A 燃料代} + \text{B 経その他費用}}{\text{乗車人数}}$$

$$\text{A 燃料代} (\text{円}) = \frac{\text{走行距離 (km)} \times \text{ガソリン代 (円/リットル)}}{\text{燃費 (km/リットル)}}$$

$$\text{B 経その他費用} (\text{円}) = \text{駐車場代 (円)} + \text{有料道路代 (円)} + \text{その他 (円)}$$

※①で定める負担金の支払いは、500円未満を切り上げとします。

※途中乗車、下車については計算が煩雑になるため、車両提供者に計算法を一任とします。

②市内等短距離の場合

一人当たりの片道の負担金を以下の通り例示します。

A. 同乗地点が、車両提供者のルート上にある場合、片道200円

B. 同乗地点が、車両提供者のルートから外れる場合、片道400円

③合宿・遠征など、その他の場合

別途定めることとします。

2015.01 兵庫きのこ研究会

<兵庫きのこ研究会・自動車同乗心得>

自動車に乗る人も乗せる人も、お互いに気遣いを大切にしましょう！

- 1) 運転手は、眠くなったら絶対無理をせず、遠慮なく同乗者に申し出て休憩をとりましょう。
- 2) 乗せてもらう人は、運転者が眠くならないよう気を遣ってあげましょう！
- 3) 同乗者は車両に靴底の泥を持ち込んだり、ドロドロに汚れた服で椅子を汚したりせぬよう注意をしましょう。